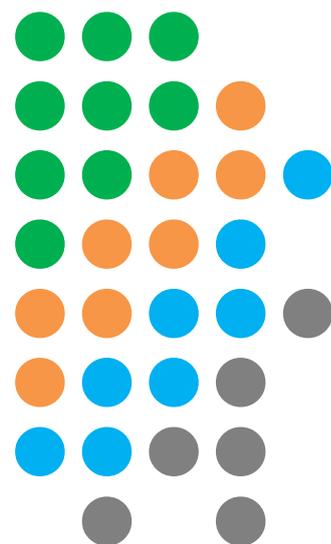


学校・家庭・地域連携協力推進事業

コミュニティ・スクール 導入等促進事業

(導入の促進)



平成28年度調査研究のまとめ

ニセコ町教育委員会

コミュニティ・スクール導入等促進事業
平成28年度調査研究のまとめ

も く じ

1	事業の概要	2
2	取組校の概要	3
3	調査研究の内容	4
	（1）学校運営協議会推進委員会	
	（2）研修会への参加・先進地視察研究	
	（3）まちづくり町民講座	
	（4）「ニセコスタイルの教育」研修会	
	（5）広報活動	
4	ニセコスタイルのコミュニティ・スクール	10
5	平成29年度 of 取組み（コミュニティ・スクール導入）	13
6	ニセコ町学校運営協議会設置規則	14

1 事業の概要

(1) 事業の目的

学校と保護者・地域が目標や課題を共有し、地域の環境や人材など資源を活かした特色ある学校づくりの基盤となる「コミュニティ・スクール」（学校運営協議会制度）の導入に向け、コミュニティ・スクール導入等促進事業（導入の促進）1年次目の調査研究の成果を踏まえ、学校運営のあり方や制度導入の方法などについて調査研究を行うことを目的とする。

(2) 研究課題・テーマ

ニセコ町学校運営協議会推進委員会が主体となり、町内の幼児センター・小学校・中学校・高等学校5校の連携・合同の研究として、平成29年度の学校運営協議会導入に向けた具体的な制度設計や関係者の理解向上、情報発信などを進める。

(3) 事業の期間

平成27年度～平成28年度（2年次計画の2年目）

(4) 事業の内容

① 学校運営協議会推進委員会の開催

- ・1年目の研究成果を踏まえ、学校支援や一貫教育の視点を加えた検討を進める。
- ・学校運営協議会をコーディネートする人材の役割やあり方について検討を進める。
- ・既存組織（学校評議員など）の活用や関係性の整理を行う。

② 共有できる子ども像（明確な教育ビジョン）に向けた目標づくり

- ・学校・家庭・地域が共有できる子ども像に向けた目標を設定する。

③ 教職員・保護者・地域住民の理解向上

- ・一般の教職員も参加する研修会の開催
- ・保護者・地域向けの研修会（まちづくり町民講座）の開催

④ 視察研修・フォーラム参加などによる学習

- ・具体的な制度導入に向けた検討をするため、先進地視察研修やフォーラムに参加する。

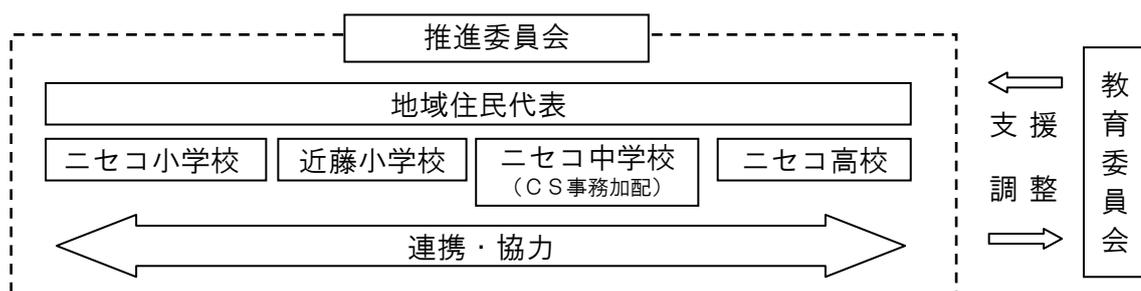
⑤ 地域向け情報発信

- ・CS便りやHPによる情報発信を継続し、保護者・地域住民の理解促進を図る。

⑥ 制度導入に向けた具体的な準備

- ・制度導入に向けた関係規則等の整備や予算の確保を行う。

(5) 実施体制図



2 取組校の概要

学校規模（平成28年5月1日現在）

学 校 名	教職員数	学級数	園児・児童・生徒数
ニセコ町幼児センター ※	22	6	142
ニセコ小学校	25	11	216
近藤小学校	8	4	15
ニセコ中学校	18	6	118
北海道ニセコ高等学校	22	4	78

※ ニセコ町幼児センターは、短時間型（幼稚園）、長時間型（保育所）の合計

3 調査研究の内容

(1) 学校運営協議会推進委員会

① 第1回ニセコ町学校運営協議会推進委員会

➤ 日 時 平成28年6月8日(水) 午後3時00分～午後4時50分

➤ 場 所 ニセコ町役場 第2会議室

➤ 内 容 ・ 委嘱状交付

・ 正副委員長の選出

・ 平成27年度調査研究のふり返り

・ 熟議「ニセコに誇りを持てる子どもを育てるためには」

■ 成 果 平成27年度事業で目指す子ども像として上げられた「ニセコに誇りを持てる子ども」に向けて必要なことを、ワークショップ形式で話し合いを行った。主な意見として、「町の自然・歴史・環境などを知ること」「多くの人とコミュニケーションを取ること」が上げられた。

② 第2回ニセコ町学校運営協議会推進委員会

➤ 日 時 平成28年7月26日(火) 午後1時30分～午後4時

➤ 場 所 ニセコ中央倉庫群 旧でんぷん工場

➤ 内 容 ・ ニセコ地域資源体験

アウトドア班……エコラフトに乗船し、自然環境を再発見

インドア班……地域おこし協力隊の活動から、地域人材を再発見

SL転車台・中央倉庫群の保全の取組みの視察

・ 情報交流

■ 結 果 第1回推進委員会でも「町を知ること」の重要性が上がったことから、委員自らが、町のさまざまな地域資源・地域人材を再発見するための体験活動を実施した。改めて地域資源・地域人材の再発見をするとともに、子どもがこれらの体験をする場面等について意見交換を行った。また、これらの資源や人材の情報をもち、学校とつなぐコーディネートの必要性が上げられた。

③ 第3回ニセコ町学校運営協議会推進委員会

- 日 時 平成28年10月5日(水) 午後7時00分～午後8時45分
- 場 所 ニセコ町役場 第2庁舎 大会議室
- 内 容 ・熟議「ニセコスタイルのコミュニティ・スクール検討」
- 結 果 ニセコ町のコミュニティ・スクールの制度設計について、ワークショップ形式で協議を行った。各グループでは、設置方法・委員候補者・組織体制・協議内容・コーディネーター人材などについて、意見交換が行われた。

④ 第4回ニセコ町学校運営協議会推進委員会

- 日 時 平成28年10月24日(月) 午後7時00分～午後8時30分
- 場 所 ニセコ町役場 第2庁舎 大会議室
- 内 容 ・熟議「ニセコスタイルのコミュニティ・スクール検討パートⅡ」
- 結 果 前回到引き続き、設置方法、協議内容、年間スケジュールなどについてさらに協議を深めた。これらの検討結果を基に制度設計を進めることとした。

⑤ 第5回ニセコ町学校運営協議会推進委員会

- 日 時 平成29年2月8日(水) 午後3時00分～午後4時30分
- 場 所 ニセコ町役場 第2庁舎 大会議室
- 内 容 ・フォーラム参加、視察研修報告
 - ・ニセコスタイルのコミュニティ・スクール(案)の確認
 - ・平成29年度のコミュニティ・スクールの取り組み
- 結 果 これまでの調査研究の結果を踏まえ、ニセコスタイルのコミュニティ・スクール像や設置規則(案)について協議・確認を行った。この案を基に教育委員会事務局が、教育委員会議へ設置規則を提案することとした。

⑥ 第6回ニセコ町学校運営協議会推進委員会

- 日 時 平成29年3月10日(金) 午後3時00分～午後4時30分
- 場 所 ニセコ町役場 第2庁舎 大会議室
- 内 容
- 結 果

(2) 研修会への参加・先進地視察研修

① 研修会への参加

ア. 平成28年度コミュニティ・スクール研修会

日 時 平成28年8月10日(水) 午後1時30分～午後4時30分

場 所 倶知安町・後志合同庁舎 講堂

参加者 委員6名、教職員6名、事務局3名

内 容 CSの制度説明、登別市でのCSの取組の実践発表

イ. 地域とともにある学校づくり推進フォーラム(北海道会場)

日 時 平成28年10月21日(金) 午後1時～午後4時30分

場 所 札幌市・共済ホール

参加者 委員4名、教職員1名、事務局2名

内 容 道内外のCSの取組の実践発表、パネルディスカッション

ウ. 地域とともにある学校づくり推進フォーラム(東京会場)

日 時 平成28年12月9日(金) 午前10時30分～午後4時30分

場 所 東京都・文部科学省 東館講堂

参加者 委員6名、事務局2名

内 容 プチ熟議、持続可能なCSをテーマとしたリレートーク・対談

② 視察研修 千葉県習志野市 秋津コミュニティ

日 時 平成28年12月10日(土) 午前9時30分～正午

場 所 秋津小学校 コミュニティ・ルーム

参加者 委員6名、事務局2名

対応者 秋津コミュニティ顧問 岸 裕司 氏

運営委員 車 育子 氏



ヒアリング内容

○1980年、東京のベッドタウンとして、街とともに秋津小学校が誕生

○空き教室や校庭の一部を地域住民に開放し、地域住民が自主的に運営する生涯学習活動を推進。年間延べ1.3万人が利用、40のサークルが活動している

○利用団体は自らの活動のほか、放課後や休日に児童を対象とした教室(数学・科学・工作・水彩画など)を実施

○地域の子どもたちを自分たちで育てようという志が強い。コミュニティ・スクールを導入しているが、制度を意識しているのではなく、もともとの活動がコミュニティ・スクールの活動と同様のものになっている

○地域住民が主体となった防災活動も活発。東日本大震災でも機能した

○できることを無理なくできる時にいき、子どもを守りながら自分たちも楽しむ地域と学校で「Win-Win」の関係ができています

(3) まちづくり町民講座

- 日 時 平成28年11月8日(火) 午後6時30分～午後8時30分
- 場 所 ニセコ町民センター 小ホール
- 出席者 学校運営協議会推進委員会委員、学校評議員、保護者、地域住民教育委員、教職員、教育委員会事務局職員 52名
- 講 師 CSマイスター(みたかスクールコミュニティ・サポートネット) 四柳 千夏子 先生
- テーマ 子どもたちの未来のために「地域とともにある学校」を～コミュニティ・スクールの可能性～
- 要 旨
 - 学校運営協議会の委員は学校の下部組織ではなく、学校と対等なパートナーとして教育を担う組織。
 - CSは、どういう子どもを育てたいかを、地域と学校で共有する場であり、学校を応援する仕組み。
 - 三鷹市では中学校区を単位(学園)として、小中一貫教育を実施。三鷹中央学園ではコミュニティ・スクール委員会と小中一貫の委員を兼ねている。会議は年10回程度。2～3月に学校の基本方針の承認を行い、4月から実践している。「承認」は、学校を支援する活動を責任もって行うということ。
 - 学習ボランティアでは保護者や地域の方200名が登録。先生からの依頼を事務局が受けサポーターへメールで要請を行うシステム。ボランティアマニュアルを必ず理解してもらっている。“守秘義務”と“授業に入るときは監視者ではなく支援者”ということが大切。
 - 熟議で大切なことは当事者意識を持つこと、いろいろな立場や職業の方の意見を理解し尊重することが大切。ビジョンを共有し課題解決に向けて話し合う。
 - 目指すべき子どもの姿を全員で共有しよう。参加から参画へ、協力から協働へ。
- 熟 議
 - 前半テーマ＝ニセコの子どもたちにどう育てほしいか？
 - 後半テーマ＝そのために、自分は何ができるか？
 - 自分たちができることを発表(時間の関係で2グループのみ)
 - グループ1：自分からあいさつをする・子どもに愛情を持つこと
 - グループ2：笑顔で自分からあいさつをする・お年寄りに優しくする
 - 講評・いろいろな人と話し合っても、同様の意見へと繋がっていく。
 - ・みんなの想いは一緒であることが確認できたのではないか。
 - ・意見の中ですぐに実践できることは、すぐに行動に移そう。
 - ・そして輪を広げていくことが大切だ。

(4) 「ニセコスタイルの教育」研修会

➤ 日 時 平成29年1月10日(火) 午後1時30分～午後3時30分

➤ 場 所 ニセコ町民センター 研修室1

➤ 出席者 教職員、教育委員会事務局職員 41名

➤ 内 容 ①方針・施策の説明

「ニセコスタイルの教育」について(菊地教育長)

コミュニティ・スクールについて(三坂ニセコ中学校事務職員)

小中一貫教育について(加藤学校教育課長)

②情報交流・意見交換

「ニセコスタイルの教育について思うことを出し合おう」をテーマにグループトーク

マにグループトーク

<主な意見等>

期待 ・人材活用等を通じて学校と地域のつながりが強くなる。

・学校間の連携がより盛んとなる。

不安 ・小学校での英語授業の構築がうまくできるか。

・人材の発掘と活用に不安。どんな人がいるのか分からない。

・児童生徒の転出入が多いことへの対応は。

・学校、教職員の負担が増すのではないか。

(5) 広報活動

① コミュニティ・スクールだよりの発行

- 配布先 小中高等学校児童生徒の各家庭
行政推進員文書により全町内会回覧
ホームページへの掲載

発行日	掲 載 内 容
No.5 6月30日発行	熟議「ニセコに誇りを持てる子どもを育てるためには」
No.6 8月31日発行	全国のコミュニティ・スクール指定状況 第2回推進委員会の内容（地域資源体験）
No.7 10月31日発行	第3回推進委員会の内容（組織づくり） 地域とともにある学校づくり推進フォーラム参加報告
No.8 11月30日発行	まちづくり町民講座の内容 第4回推進委員会の内容（組織づくり）
No.9 2月28日発行	第5回推進委員会の内容（導入内容）

② ホームページの作成

ニセコ町教育委員会ホームページ内に「コミュニティ・スクール導入の取組み」ページを作成し、検討状況について情報提供を行った。

③ ラジオニセコ「ニセコ コミュニティ・スクール タイム」

ラジオニセコにおいて、「ニセコ・コミュニティ・スクール タイム！」番組を設定した。ニセコ中学校事務職員が出演し検討状況や各学校の話題などをお知らせした。

放送 8～3月の毎月第4火曜日 16：10～ 10分間

4 ニセコスタイルのコミュニティ・スクール

(1) 設置（指定）年月日

平成29年4月1日

平成29年度から本格導入としてスタート。ニセコ町学校運営協議会設置規則（案）により導入する学校を指定するとともに、学校運営協議会委員を委嘱する。
引き続き、文部科学省のコミュニティ・スクール導入促進事業（運営の充実）を活用し、活動の充実や地域住民・保護者・教職員の理解促進に取り組むこととする。

(2) 目指す子ども像

ニセコに誇りを持つ子ども

平成28年度第3回・平成29年度第1回の学校運営協議会推進委員会での協議により設定した。これらの協議の結果を踏まえ、子ども像実現に向け具体的な取組を検討したり、目標を設定したりしていく必要がある。

(3) コミュニティ・スクールの構成

町内全校（園）を1つの学園体と考えて、合同して設置

ニセコ町幼児センター・ニセコ小学校・近藤小学校・ニセコ中学校・ニセコ高等学校を「学校運営協議会を置く学校」に指定するが、全校（園）で同じ委員を委嘱し、会議を合同開催する。これにより、町全体で目標や課題を共有し、一貫性のある教育活動を推進する。

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校運営協議会は学校ごとに設置するが、現在（平成29年3月）、国において合同設置が可能となるよう法改正が審議されている。今後、法改正があった場合は、規則等の見直しを行っていく必要がある。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校の運営に関し協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

（改正案）

第47条の6 教育委員会は教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校の運営に関し協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

(4) コミュニティ・スクールの委員

全体で20名程度 任期1年

委員の候補者 保護者 産業関係者（農業・商業・観光・建設） 学校関係者
ボランティア団体 親交会 教育委員・社会教育委員
スポーツ少年団 老人クラブ・寿大学 外国人 公募人材

※ 学校運営協議会委員は非常勤特別職となるため、18歳未満の児童生徒は委員となることはできない。児童生徒の意見反映の仕組みとしては、子ども議会や子どもまちづくり委員会等の取組みがあるが、学校運営協議会に子ども意見をどのように反映するか継続検討が必要。

※ 報酬は無報酬とする（費用弁償のみ）

(5) 協議内容

【必須】 学校運営の基本方針の承認

【知る】 理解・共有・課題把握・調査・フォーラムの開催

【考える】 学校の取組を進めるための戦略づくり

【検証】 学校評価

学校と家庭、地域が目標や課題を共有し、目指す子ども像に向けた協働的活動の展開を検討する場とする。協議にあたっては、全員が参加し、互いの立場や果たすべき役割の理解を深めるために「熟議」による検討を進める。

また、これらの取組みの状況を確認し、改善につなげていくために、ニセコ町学校評価委員会の機能を学校運営協議会に統合する。

なお、学校の活動を支援する機能として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められている、教育委員会に対して「学校運営に関する意見」や「教職員の任用に関する意見」を述べる機能も有すこととする。

(6) 事務局機能

学校と地域の連携役としてコーディネーターを配置

コーディネーターは学校運営協議会の事務局として、コミュニティ・スクールの運営を担うほか、地域人材や地域資源などニセコらしさを生かした教育活動推進のため、学校と地域とを繋ぐ歯車役として配置する。

また、教育委員会事務局に配置するスクールコーディネーターと協働し、義務教育を中心に幼児センターから高校までの一貫教育を推進する。

(役割) ・CS運営、学校と地域の連携・調整

・ボランティアの募集、協力依頼、学校支援活動の調整

・教育委員会との連携

(7) 運営スケジュール

(年度当初) 学校運営の基本方針の承認

↓ この間に【知る】【考える】取組み(年間3回程度)

(3月) 学校評価・まとめ

年度当初の早い時期に学校運営の基本方針を承認し、学校・家庭・地域が連携して取組みを進めることを確認する。なお、3月の会議において基本方針の骨子を確認しておくなど、学校運営協議会の意見等が基本方針に反映できるよう留意が必要である。

(8) 部会活動その他

具体的な活動主体として、役員会・部会等の設置を検討する

具体的な活動主体としての部会や、スピーディーな組織決定を行うための役員会の設置について、学校運営協議会において協議し、設置を検討する。

部会(案) 子どもの安全確保活動 学習支援活動

生活習慣づくり(学習規律や携帯スマホのルール)

学校評価

5 平成29年度の取組み（コミュニティ・スクール導入）

（1）学校運営協議会の開催

- ・学校運営協議会を置く学校として、幼児センター・各小中高等学校を指定し、委員を委嘱（20名程度。全学校同一の委員を委嘱し、会議は合同開催）。
- ・会議は年5回程度を予定（報酬はなし。費用弁償を措置）
- ・学校運営基本方針の承認のほか、学校評価、熟議（課題の共有や解決に向けた活動の検討など）、フォーラム開催などを予定
- ・その他、部会を設置し、個別の課題や各学校固有の課題の検討にあたる

（2）教職員・保護者・地域住民の理解向上

- ・教職員向けの研修会（コミュニティ・スクールの目的、機能、活用方法など）
- ・保護者、地域住民向けの研修会（委員による企画運営）

（3）視察研修・全国フォーラムへの参加

- ・学校運営協議会委員、教職員、保護者は毎年度入れ替わることから、研修や先進地の取組みを学習し、ステップアップするコミュニティ・スクールを目指す

（4）地域向けの情報発信

- ・コミュニティ・スクール通信、ホームページによる情報発信の継続
- ・ラジオニセコを活用した情報発信
- ・コミュニティ・スクールリーフレットを作成し、町内全世帯に配布

月	項目	備考
4月	CS指定・委員の委嘱	4月1日付けで指定
5月	【会議】基本方針の承認 教職員向け研修	
6月		
7月	【会議】熟議	
8月	全国フォーラムへの参加	岐阜市
9月	道内研修	
10月	【会議】熟議	
11月	フォーラム開催	
12月		
1月	【会議】情報交流	
2月		
3月	【会議】学校評価・次年度方針確認	
(H30年度) 4月頃	基本方針の承認	

5 ニセコ町学校運営協議会設置規則

(目的)

第1条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、ニセコ町立学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という）について、必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関してニセコ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下、同じ。）の権限と責任の下、保護者及び地域住民が積極的に学校運営に参画し、地域人材や地域資源を活用した教育活動を学校と地域が連携協力して進めることにより、地域とともにある学校づくりに取り組むものとする。

(指定)

第3条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認める場合には、協議会を置く学校を指定することができる。

2 教育委員会は、前項の指定を行おうとするときは、指定しようとする学校の校長、保護者及び地域住民の意向を踏まえ、前項の指定を行うものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 第3条第1項の指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校運営方針に関すること
- (2) 教育課程の編成に関すること
- (3) 組織編成に関すること
- (4) その他校長が必要と認めるもの

2 指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、当該指定学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるることができる。この場合において、当該職員が市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する教職員であるときは、教育委員会を経由するものとする。

(学校運営等に関する評価及び情報提供)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、当該指定学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、学校運営及び運営への必要な支援に関して保護者、地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、活動状況を公開する等の方法により、積極的に情報提供に努めなければならない。

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は20名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 当該指定学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者
- (2) 当該指定学校の所在する地域の住民
- (3) 当該指定学校の校長
- (4) 当該指定学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、委員の任命に当たって、校長の意見を聞くものとする。

3 教育委員会は、委員を公募により選考することができる。

(任期)

第8条 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。

2 補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該指定学校の指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(守秘義務等)

第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行をおこなうこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (3) その他、協議会及び指定学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(委員の身分及び報酬)

第10条 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の特別職職員の身分を有する。ただし、委員の報酬については別に定める。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第12条 会長は、協議会の会議を招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があるときは、委員以外に者を会議への出席を求めることができる。この場合において、児童又は生徒に出席を求めるときは、その発達段階に応じ、必要な配慮をしなければならない。

(会議の公開)

第13条 協議会の会議は、特別の事情がない限り公開とする。ただし、当該指定学校の職員の人事に関する事項、若しくはそのほかの事項について、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(指導及び助言)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(指定の取消し)

第16条 教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

(2) 協議会としての合意形成が行うことができないと認められる場合

(3) その他学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

3 教育委員会は、指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第9条に反した場合

(3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(運営等)

第18条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則の範囲内において、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。

2 協議会は、その定めるところにより、部会等の必要な組織を置くことができる。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(ニセコ町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正)

2 ニセコ町教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和45年教育委員会規則第5号)の一部を次のとおり改正する。

第2条第1項第11号中「、学校評議員」を「、学校運営協議会委員、学校評議員」に改める。

(ニセコ町学校運営協議会推進委員会設置要綱の廃止)

3 ニセコ町学校運営協議会推進委員会設置要綱(平成27年教育委員会訓令第7号)は、廃止する。